

## 議案第15号

みかんの里宿泊・合宿施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

### 記

みかんの里宿泊・合宿施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

みかんの里宿泊・合宿施設の設置及び管理に関する条例（平成27年条例  
第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で  
示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第7条 宿泊・合宿施設の使用料は、月額 <u>275,000円</u> とする。	(使用料) 第7条 宿泊・合宿施設の使用料は、月額 <u>270,000円</u> とする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のみかんの里宿泊・合宿施設の設置及び管理に関する  
条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適  
用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

### 提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

